

快適・便利な

自転車
愉快だ
宇都宮
UTSUNOMIYA

自転車生活

5月は自転車月間です。平成29年5月に自転車活用推進法が施行され、5月が自転車月間、5月5日が自転車の日に定められました。「自転車のまち宇都宮」では、いろいろな取り組みを行っています。ぜひご活用ください。

ページ番号
1006116

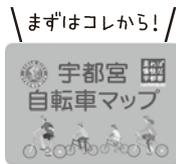
特集
②

自転車マップ

宇都宮ブリッツェンが監修を務めたルートなど、魅力的なサイクリングルートに掲載した、ポケットに入るサイズの便利なマップです。

▽配布場所 道路建設課(市役所8階)・宮サイクルステーション(川向町)など。部数に限りがありますのでご了承ください。

■市内版 宇都宮の観光スポットなどを巡る14本のサイクリングルートや宇都宮ブリッツェンのコラムなどを掲載しています。「宇都宮まちかど情報マップ」http://www.machi-info.jp/machikado/utsunomiya_city/にもサイクリングルートなどを掲載しています。



■広域版 美しい自然や景色を楽しみながら日光市や鹿沼市などの観光スポットを巡る約100キロメートルに及ぶ3本の周遊ルートや、ジャパンカップサイクルロードレースのコースなどを掲載しています。サイクリングルートスマートフォンなどで閲覧



▲ルートラボ

できるサイト「ルートラボ」<https://latlonglab.yahoo.co.jp/route/>にも掲載していますので、ご活用ください。

自転車の駅

空気入れポンプの貸し出しなど、自転車利用者をサポートする休憩スポットです。公共施設、市内の観光施設、コンビニエンスストアなど、主要なサイクリングルート沿線の51カ所にあります。

サイクルアンドバスライド用駐輪場

「サイクルアンドバスライド」とは、自転車に乗ってバス停留所まで行き、バスに乗り換えること。市内各地のバス停留所付近に駐輪場を整備しています。利用ルールやマナーを守って、ご利用ください。



自転車走行空間

■自転車専用通行帯 普通自転車専用の車道の部分です。この道路では、自転車は通行帯の上を走らなくてはなりません。



また、他の車両は、道路外に出る、左折するなどを除き、通行することはできません。

■矢羽根型路面表示 矢羽根の形を路面に表示して、自転車の通行位置や通行方向を示したものです。



自動車など他の車両が走ることは禁止ではありませんが、自転車の進行を妨げないようにして下さい。

◎道路建設課 ☎(632)5322

交通事故に気を付けましょう

自転車損害賠償責任保険に加入しましょう

自転車の交通事故の中には、自転車利用者が加害者となり、高額な賠償金を請求される場合があります(損害賠償金9,521万円、神戸地方裁判所、平成25年判決)。

万が一の場合に備え、自転車損害賠償責任保険に加入することが大切です。

保険には自転車安全整備店で取り扱っている「TSマーク付帯保険」の他、すでに加入している自動車保険や火災保険などの特約で、自転車の交

通事故に対応できるものもありますので、加入している保険会社に確認してみましょう。

「ながらスマホ」は危険です

「運転しながら」「自転車に乗りながら」「歩きながら」の、スマートフォンなどの使用は非常に危険です。大きな事故につながる可能性が高い「ながらスマホ」は絶対にしないようにしましょう。

なお、車や自転車運転中の「ながらスマホ」は、法令違反となります。

◎生活安心課 ☎(632)2264

◎名画鑑賞会「^{きと}聖の青春」▽日時 5月27日(日)午後2時～。午後1時15分開場▽会場 東(国)(中今泉3丁目)▽定員 先着320人。◎視聴覚ライブラリー ☎(638)5704

ページ番号を市HPのトップページで入力してください。関連ページが見られます。